



今回、人事コンサルより転職時代の人材採用戦略における人事評価制度の重要性について、もう一つは、4月1日より改正施行されました「道路交通法施行規則」についてとなります。社有車を一定数保有されている企業様は要チェックです。

## 人材採用と人事評価制度 ～「選ばれる会社」になるために～

ML 人事評価

人事評価制度は人材育成/定着のために欠かせない、もはや企業のインフラと言えるでしょう。しかしそれだけではなく、人材採用の観点でも人事評価制度は重要です。生産年齢人口の減少による人材不足が大きな課題となる中、人材獲得競争は激化しています。この競争を勝ち抜くために、企業は「選ばれる会社」になることが求められます。

特にここ数年は働き方改革の影響もあり、働き手の意識変化も生じています。「きちんとした会社で働きたい」と願っているのです。実際、採用面接で「御社の人事評価の仕組みはどうなっていますか」といった類の逆質問が出てくることも多いのではないのでしょうか。人事評価制度を正しく運用していれば、少なくとも年1回は評価結果を基に、給与改定を実施することになります。正しい努力をし、会社に貢献してくれた人材にはきちんと報いることになるわけです。それは求職者にとって、「この会社なら大丈夫だ」という安心感にもなるでしょう。だからこそ、そうした制度を整備している会社は求職者から選ばれやすいと言えます。また、人事評価制度を構築する中で、自ずと「会社が求める人材像」を整理することにもなります。自社が求める人材像を整理しておけば、ミスマッチも防ぎやすいはずです。

転職社会となり「転職することが当たり前」になりつつある今、求職者も様々な会社を見えています。ひと昔前であれば人事評価制度がない会社も多かったでしょうし、さほど違和感もなかったのかもしれませんが。しかし今後は違います。「人事評価制度がないこと」に違和感を持つ働き手が確実に増えていくはず。人事評価制度は決して「大企業だけが導入するもの」ではありません。過酷な人材獲得競争を勝ち抜き「選ばれる会社」になるためにも、人事評価制度を整備しておきたいところです。

# アルコールチェック義務化（改正道路交通法） 社有車を保有している企業は要チェックです！

自動車を使用する事業所は「安全運転管理者」の選任が必要です。安全運転管理者を選任しなければならない事業所は下記のいずれかに該当する事業所です。

また、安全運転管理者を選任したときは、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に届け出る必要があります。なお、選任義務があるのにも関わらず選任しなかった場合は、道路交通法の違反となり5万円以下の罰金が科せられます。

乗車定員が  
11人以上の自動車を  
1台以上保有する事業所



or

その他の自動車を  
5台以上保有する事業所



改正道路交通法施行規則により、安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが「義務化」されます。法施行のスケジュールおよび内容は次の通りです。

## 《令和4年4月よりの改正内容》

- ・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

## 《令和4年10月よりの改正内容》

- ・運転者の酒気帯びの有無を「**アルコール検知器**」を用いて行うこと。
- ・アルコール検知器を常時有効に保持すること。



※なお、アルコールチェック（酒気帯び確認）の実施は、個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りるとされています。

※アルコールチェック義務化の対象は、元々は緑ナンバー車限定でしたが、2022年4月からは白ナンバー車も含まれるようになりました。

## MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] [roumu@minagine.co.jp](mailto:roumu@minagine.co.jp) [Web] <https://minagine.co.jp>